

様式2（第4関係）

パブリック・コメント制度に基づく意見等募集に係る実施結果票

パブリック・コメントの実施状況	
案 件 名	島田市消費者教育推進計画（案）
案件概要	<p>平成24年に「消費者教育の推進に関する法律」が施行され、この法律に基づき、平成25年に「消費者教育の推進に関する基本的な方針」が閣議決定された。地方公共団体については、「消費者教育推進計画」を定めることが努力義務とされた。</p> <p>島田市では、従来から消費生活に関する相談を受け付け、市政出前講座で注意喚起や情報の提供を行ってきたが、さらに自ら学び・考え・行動する消費者の育成を図り、幼児期から高齢者までの生涯にわたり、ライフステージ（年齢階層）に応じた消費者教育を体系的に進めていくため「島田市消費者教育推進計画」を策定する。</p>
募集期間	令和3年1月20日から令和3年2月18日
担 当 課	地域生活部 生活安心課 市民相談係

パブリック・コメントの結果			
提出状況	1	意見提出者数	0人
	2	提出された意見数	0件
反映状況	1	反映した意見	0件
	2	既に盛り込み済みの意見	0件
	3	今後の検討課題とする意見	0件
	4	反映できない意見	0件
	5	その他	0件
No.	項目 意見の概要	市の考え方	反映結果
1			
2			
3			